

地域戦略研究所紀要

第9号

研究ノート

欧州企業の持続可能性と EU・CSRD

眞鍋 和博 …… 73

北九州市立大学
地域戦略研究所
2024.3

欧州企業の持続可能性と EU・CSRD

眞鍋 和博

- I はじめに
- II 企業の社会的責任
- III 新自由主義における企業経営
- IV SDGs のステークホルダーとしての企業
- V 国連グローバルコンパクトの役割と貢献
- VI 投資機関の動向
- VII EUによる企業の非財務情報開示指令
- VIII 中小企業と持続可能性
- IX おわりに

<要旨>

地球環境や社会のひずみが露呈し、その解決に向けて果たすべき企業の役割と責任が重視されてきている。かねてより企業はその責任を果たそうとしてきたものの、新自由主義下における資本主義では負の側面が露呈した。それに対し国際社会では SDGs などの取り組みを進め、EU では非財務情報の開示基準を示すことで企業による環境、社会の持続可能性への貢献を推進しようとしている。本稿ではその動向を概観し、企業が果たすべき役割について提示する。

<キーワード> CSR SDGs CSRD 持続可能性 新自由主義

I. はじめに

地球温暖化による熱波、干ばつ、森林火災、洪水被害、格差による貧困や飢餓、プラスチックごみによる海洋汚染といった環境問題のみならず、人種差別やジェンダー、強制労働のような人権にかかわる問題や、世界各地で頻発する紛争・戦争など、現代を生きる私たちは多くの問題に直面している。世界経済フォーラムが発行している「グローバルリスクレポート・重要度ランキング」では、今後 2 年間の危機として「生活費の危機」「自然災害と極端な異常気象」「地政学上の対立」が上位に、「気候変動の緩和策の失敗」「気候変動への対応策の失敗」「自然災害と極端な異常気象」がそれぞれ上位にランクされている [World Economic Forum, 2023]。このように、社会の持続可能性が危ぶまれその早急な解決が模索されている。

それらの取り組みに対して企業が果たす役割が重要とされている。特に、EU を中心とした欧州はその取り組みをリードしていると言われている。

本稿では、企業の社会的責任に対する歴史的動向を確認しつつ、現在 EU がどのような取り組みを仕掛けているのかについて確認していきたい。

II. 企業の社会的責任

20 世紀初頭の米国では、武器やアルコール、たばこを販売する企業に対して投資を控える動きが強まったことから、企業の社会的な責任が意識され始めたと言われる [Apfel, 2015]。そして間もなく CSR(Corporate Social Responsibility)の概念が登場する。その定義はさまざまだが、共通している概念は「組織の利益を超えて、何らかの人間的/社会的利益を促進するように見える、および下層階級によって要求される行動」といえる [McWilliams Abigail, 2001]。

20 世紀後半になると、企業の社会的責任が問われる訴訟が頻発した。石油会社のシェブロンとエクアドル政府による石油採掘活動における環境汚染、スポーツ用品企業ナイキのアジア工場での児童労働や労働者の人権侵害疑惑、最近では、世界的な自動車メーカーフォルクスワーゲンの排出ガス規制不正事件がある [Andrus, 2016]。

社会の注目が企業の社会的責任に集まる中、各企業はその対策に注力しなければならなくなった。前述のナイキは、製品の製造販売に関するサプライチェーンの見直しを図り、児童労働や強制労働の撲滅に注力した [Kolk, 2002]。スウェーデンの家具メーカーIKEA は「IWAY」として人権問題や環境問題に対する自社の方針をと明確にしている [Morsing, 2015]。消費財メーカーThe body shop は、動物実験行わないなど、倫理的経営を推し進めている [Chun, 2016]。

このような企業の動きが強まっていく中で CSV(Create Shared Value)の概念が M.ポーターによって提唱された。ポーターは CSV を「企業の競争力を強化しながら、企業が事業を展開する地域社会の経済的および社会的状況を改善するための政策と経営慣行」として、企業は自社の経済的利益のみならず、社会的な価値を共有すべきであると考えた [Porter, 2011]。CSR、CSVに通底する考え方として、社会課題の解決による企業価値及び社会価値向上とがあり、それこそが企業活動の本質であるとされる。

一方で、わが国では CSR は企業の自主性を強調する傾向が強いと指摘されている [百田, 2006]。このことは CSR が企業戦略として捉えられていないと考えられるため、企業業績に大きく左右されることになる [潜道, 2008]。つまり、本業と切り離された活動として社会貢献が捉えられている。この欧米との相違が、わが国の SDGs をはじめとした企業の持続可能性に対する取り組みが進みにくいと言われている理由のひとつであると考えられる。

III. 新自由主義における企業経営

20 世紀半ばから米国「シカゴ学派」を中心とした学者たちが提唱した「新自由主義」が

大手企業を中心として世界を席卷した。その中心的な役割を果たしたのは、M.フリードマンと F. ハイエクである。その中心的な考え方は企業経営に多大な影響を及ぼし、企業の主たる目的は株主価値の最大化であるとされ、短期的に利益を最大化し株主に還元することこそが企業経営の根幹であると認識された。

R.ライシュ(2008)は戦後米国などの先進国では民主主義と資本主義の両立が成果を上げたことを「黄金時代」と呼んだが、それは中間層の購買力に支えられた大量生産が前提となっていた。しかし、1970年代後半から資本主義の民主的な側面、すなわち分配が影を潜めるようになり、経済構造が競争的な市場へシフトすることで、企業はより利益を追求するようになってきた。これが新自由主義に基づいた「超資本主義」であると彼は指摘している。このことは経済的な権力が消費者や投資家に移っていくことを意味し、中間層の縮小と貧富の格差が拡大の方向へ向かっていると指摘したのである [R.ライシュ, 2008]。

また、D.ハーヴェイ(2007)によると、新自由主義とは「グローバル企業の競争力の回復のため、それを妨害する既存の政治制度の全面的改変をめざす運動と体制であり、市場優位の制度を導入するために強力な国家介入を厭わないこと」と定義し、「非介入主義」と「介入主義」との間で利益を得ようとするエリート層の地位保全でもであると指摘した。企業のアウトソーシング、国土安全保障や災害復旧までもが民営化されたことによって、非正規雇用の拡大や社会コストの増大を招いたとも指摘している [D.ハーヴェイ, 2007]。

このように、新自由主義では、過剰な生産と消費と廃棄、地下資源の過度な採掘、生態系を無視した収獲や漁獲など、自然環境の恵化を省みない経済・産業活動が展開された。劣悪で低賃金を前提とした労働環境が蔓延することによって社会的中間層が減少し、貧富の差が拡大し、社会的安定が脅かされることになったのである。

これらの「荒廃」に国際社会が気づき始め、国連を中心とした国際舞台でさまざまな試みが始まったのである。

IV. SDGs のステークホルダーとしての企業

20世紀後半から地球環境の破壊が世界的に問題視されるようになり、国際社会は次々とその対策に乗り出した。1987年ブルントラント委員会「Our common future」¹⁾、1992年国連環境開発会議(地球サミット)「リオ宣言」²⁾、1995年COP開催など³⁾、地球環境保全に向けた様々な取り組みに繋がっていく。

2000年にはミレニアム開発目標；MDGs(Millennium Development Goals)が採択された。これは8つのゴールから形成され、主として途上国向けのODAなどの金銭的援助を中心とした社会課題の解決への取り組みであった⁴⁾。MDGsは貧困人口の減少、妊産婦や乳幼児死亡率の減少など一定の成果を残したものの、社会や経済のグローバリズムが進む中で新たな格差拡大や自然環境の崩壊が見られるようになった。

一方で、1948年に国連にて採択された「世界人権宣言」以降、労働における人権の尊重が企業経営において重要なテーマであった。新自由主義下においてそれが脅かされる事態に

なると、2014年に国連は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を実施するための行動計画の策定を各国に求めた。

さらに、世界平和を希求する動きは戦後一貫して継続している。第2次世界大戦以降、国際社会では二度と戦争を起こさないための努力が重ねられている。国連憲章において平和と安全の維持を目的として安全保障理事会が設置され、紛争の解決や防止にあたっている。

このように、環境保全、人権擁護、平和希求といった国際社会で取り組まれてきた大きな3つの動きが統合しながら、そこで、途上国のみならず先進国も含めた世界各国でこれらの問題に取り組む必要が明らかになってきたのである[杉下, 2019]。それらの課題を解決するために国連において議論が重ねられ、2015年にSDGsが採択され現在に至っている。

SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」であり91のパラグラフから構成される⁵⁾。そのパラグラフ54以降にSDGsが言及されている。また、アジェンダの多くのパラグラフにおいて持続可能な社会を構築する際の企業の役割や責任について言及がなされており、SDGsを推進すべき「全てのステークホルダー」の中でもとりわけ大きな影響力を企業は有していると言える。

V. 国連グローバルコンパクトの役割と貢献

このような世界的な潮流において、当時の国連事務総長のコフィー・アナン氏の呼びかけによって2000年に設立された国連グローバルコンパクトの果たした役割は大きい。新自由主義の反省に立ちつつ、さまざまな社会的問題を解決し持続可能な未来の構築に向けて企業は貢献しなければならないとして、責任ある企業経営を世界的に推進するために誕生した⁶⁾。わが国では2003年にグローバルコンパクトネットワーク・ジャパンが設立され、参加企業数は年々増加している⁷⁾。国連グローバルコンパクトは10の原則を設定し、加盟する企業

図1 国連グローバルコンパクト10原則

分野1；人権
原則1 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである
分野2；労働
原則3 結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5 児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである
分野3；環境
原則7 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9 環境にやさしい技術の開発と普及を奨励すべきである
分野4；汚職防止
原則10 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである

(出典) The United Nations Global Compact WEB サイトより作成。

にはこれらへの署名が求められている。

また、国連グローバルコンパクトは PRME(Principal responsible management education)を展開している。前述した 10 原則を認識、推進できる経営者を育成する必要があるという問題意識を持ち、持続可能性を中心概念においた企業経営とはどうあるべきかについて研究や教育が行われている。そして、事例となり得るような教育機関の取り組みは「Champion」として認定し、その数は 2023 年度世界中で 47 校にのぼる⁸⁾。

VI. 投資機関の動向

ESG 投資は Environment, Social, Governance に注目した投資手法であり、拡大を続けている。国連は 2006 年に国連責任投資原則 (PRI: Principles for Responsible Investment) を設定した。これは、受益者のために長期的な投資成果を向上させることが目的となっている。わが国においても、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF ; Government Pension Investment Fund)が PRI に署名した 2015 年から ESG への注目が高まった。2020 年時点で世界全体で 35.3 兆ドルが運用されており、全運用資産の 35.9%を占める。わが国でも 2 兆 874 億ドル、24.3%が ESG 投資として運用されている[Global Sustainable Investment Alliance, 2022]。また、東京証券取引所は上場するための要件であるガバナンスコードに企業の持続可能性を判断する基準を設けている⁹⁾。

ESG 投資はポジティブとネガティブの両面が存在する。前者は持続可能性に取り組んでいる企業に対して積極的に投資する考え方であり、後者は、取り組んでいない企業への投資を見直す動きである。これはダイベストメントという行為になって現れるだけでなく、議決権を行使して経営者の交代を迫る動きをも含む。企業は持続可能性に取り組まなければ経営が危ぶまれる事態に直面する可能性を内包しているのである。

ESG 投資を検討する投資家に対して企業の情報開示がより一層重要になっている。従前から行われていた財務情報の開示のみならず、非財務情報に関する開示要求が強まっているのである。世界的には様々な非財務情報の開示基準が存在する。GRI(Global Reporting Initiative)は企業が経済的、環境的、社会的な側面でどのように運営されているかを報告するための枠組みを提供している¹⁰⁾。SASB(Sustainability Accounting Standards Board)は特定の産業において、持続可能性に関連する基準を提供している¹¹⁾。TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)気候変動に関する企業の財務的リスクと機会に焦点を当てた情報開示を促進している¹²⁾。

このように、企業の社会的責任を追及するために、持続可能性への取り組みなど企業の非財務情報を正確に開示させることで、環境や社会の問題解決につなげていくだけでなく、投資家たちの資金を持続可能性に取り組んでいる企業に集め、経営基盤をより一層強化しようと試みている。

Ⅶ. EUによる企業の非財務情報開示指令

企業の持続可能性への貢献が世界的に推進されてきた中で先駆的な位置にあるのが EU である。欧州委員会は 2011 年に「企業の社会的責任に関する EU 戦略 2011-14」を採択し、公正な企業経営を EU 内の企業に促した。2014 年には「非財務報告指令(NFRD : Non-Financial Reporting Directive)」を発効。企業の「非財務情報」を開示することで、ESG 投資や気候変動等に対応し、倫理的な企業経営を促すと同時に、市場の安定化を目指した¹³⁾。

NFRD は EU 加盟国及びアイスランドとノルウェーがその適用を受けた。従業員数が 500 名以上の企業はその公共性ゆえに、非財務情報、つまり企業を取り巻く環境や社会への影響を理解するための情報を開示しなければならないとされた。当該指令以降、多くの企業が非財務情報の開示を進めることとなったものの、2 つの点で不十分さが残った。一つは、この開示が企業の自主性に委ねられたことである。もう一つは、開示項目が統一されておらず、企業間の比較可能性に欠けたことである [R. Breijer, 2022]。

そこで欧州委員会は上記課題について議論を重ね「企業持続可能性報告指令 (CSRD : Corporate social responsibility directive)」を 2022 年に発表、翌年 1 月に発効された。これにより非財務情報の開示が求められる企業の範囲は大幅に拡大するとともに、各国は関連法令の整備が求められるため、企業が持続可能性に取り組むこととその情報を開示することが必須となりつつある¹⁴⁾。

CSRD に沿った非財務情報開示項目について、具体的に検討を進めたのが EFRAG(European Financial Reporting Advisory Group) であり、最新の非財務情報開示基準 ESRS (European Sustainability Reporting Standards) が 2023 年 7 月 31 日に公開された¹⁵⁾。内容は NFRD が大幅にアップデートされたものとなっており、横断的項目 2 項目、ESG に関する項目 10 項目の合計 12 項目の開示基準が設定されている。基本的に従業員 250 名以上の企業は原則毎年開示しなければならない。また、企業などによって開示を開始する年次が決められており、NFRD の適用対象企業が最も早く、2024 年事業年度の結果報告を 2025 年に開始される予定となっている。

ここで CSRD の特徴として、4 点をあげたい。まずは、バリューチェーン全体をカバーしなければならないことである。昨今の非財務情報の開示に関しては、サプライチェーン上で発生する様々なリスクについて企業としてどのように対応するかが求められるようになってきている。次に、EU 域外企業についても適用されることである。仮に本社が EU 外に存在するとしても、EU 内子会社が基準を満たす企業規模であれば開示しなければならない¹⁶⁾。三点目は、ダブルマテリアリティが採用されたことである [pwc, 2023]。企業が環境や社会に対して及ぼす影響のみならず、環境や社会から企業が受ける影響についてもマテリアリティ(重要度)を検討する必要がある¹⁷⁾。最後は、CSRD は毎年開示を実施しなければならないが、監査を受けることが必須となっている。これには多くの労力とコストが伴うことが容易に想像できる。

図2 CSR開示項目

ESRS 1 General requirements
ESRS 2 General disclosures
ESRS E1 Climate change
ESRS E2 Pollution
ESRS E3 Water and marine resources
ESRS E4 Biodiversity and ecosystems
ESRS E5 Resource use and circular economy
ESRS S1 Own workforce
ESRS S2 Workers in the value chain
ESRS S3 Affected communities
ESRS S4 Consumers and end-users
ESRS G1 Business conduct

(出典) The ESRS per delegated act (adopted on 31 July 2023) ANNEX I EUROPEAN SUSTAINABILITY REPORTING STANDARDS (ESRS)より筆者作成。

EUはCSRの目的を投資家へのアピールを通して世界中からの投資を呼び込むことであるとする。CSRは今後EU各国で法的措置がなされる予定であり、従わなければ罰則が適用されるだけでなく、企業の評判へ悪影響が及ぶ可能性がある。しかしながら、これだけ複雑で厳格な基準に対応していくことは企業にとって莫大な負担になることが予想される。

VIII. 中小企業と持続可能性

市場や投資家の要求が高まり、企業の非財務情報の開示が進む中、中小企業においても持続可能性に向けた取り組みが不可避となりつつある。前項で述べたように、大手企業の非財務情報の開示には、バリューチェーン全体をカバーされるべきとされているため、サプライチェーンの一旦を担っている中小企業も例外とならないのである。

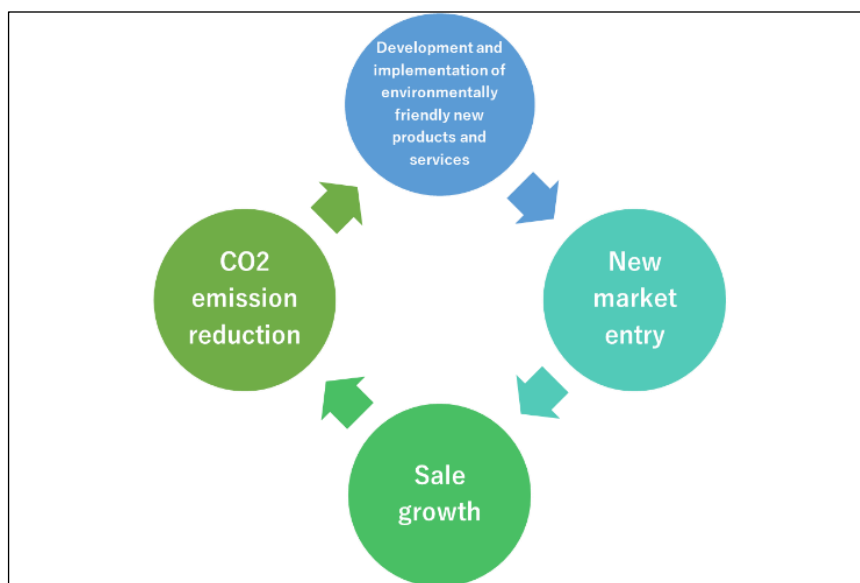
しかし、中小企業には資金やリソースの不足から、持続可能性に向けた取り組みは必ずしも容易でない。帝国データバンクの調査によると、SDGsに関して「意味および重要性を理解し、取り組んでいる」「意味もしくは重要性を理解し、取り組みたいと思っている」との回答が、大企業では71.6%に達しているものの、中小企業では50.4%と低調である[帝国データバンク, 2023]¹⁸⁾。

中小企業の定義は各国によってさまざまであるが、存在する企業の大部分は中小企業であると言われており、おおよそ企業数で90%、雇用者数で50%を占める[The World Bank, 2023]。わが国でも同様の傾向があり、中小企業は企業数で全体の99.7%、従業員数で68.8%を占める[中小企業庁, 2023]。したがって、中小企業が持続可能性に取り組む意義は、

当該企業やサプライチェーン上の関係にとどまらず、社会全体でも非常に大きいと言える。

中小企業が持続可能性に取り組むにはどのような方策が考えられるだろうか。2022年に英国で実施された調査「The State of Small Business Britain 2022: From Crisis to Crisis」は英国中小企業約1000社のアンケートであり筆者は、この調査に関するデータを入手する機会を得て、企業の持続可能性に関する情報について統計的な分析を試みた。なお、本調査に関する総合的な分析結果はThe Enterprise Research Centre (ERC)から公開されている[The Enterprise Research Centre, 2022]。

図3 SME's "Sustainability Loop"



(出典) University of Winchester MBA Dissertation [Manabe, 2023]より。

本調査は企業の売上向上や持続可能性に関する取り組みなど様々な回答項目があるが、今回は「中小企業が持続可能性を推進するためにはどのような取り組みが必要なのか」をリサーチクエストとして分析を実施した。具体的には、新商品・サービスの開発、売上拡大、二酸化炭素排出削減、従業員の向社会行動などを変数に重回帰分析を試みた。その結果、環境負荷を低減する新商品やサービスを開発し、新たな市場に参入できたと回答した企業は、売上を拡大すると同時に二酸化炭素排出量の削減が図られたとの回答と相関が見られた。一方で、従業員に地域でのボランティア活動などの社会的行動を促していると回答した企業は、二酸化炭素排出削減と逆相関が見られたのは一考を要する結果となった [Manabe, 2023]。本調査の結果から、以下の「SME's "Sustainability Loop"」が中小企業の持続可能性への貢献にとって重要であると結論づけられた。

IX. おわりに

戦後の新自由主義の下で展開された「超」資本主義は、人々の生活の質を物質的、精神的

に向上させた。しかしその一方で地球環境や社会的な荒廃が進み、とりわけ気候変動は解決に向けて残された時間は少ないと言われている。

そのような地球規模の課題の解決に対して企業が果たすべき役割は非常に大きい。特に、社会の基礎をなしていると言える中小企業においてその役割は非常に大きいものの、同時に非常に難しい課題となっている。本稿では、中小企業が持続可能性に貢献するための解決策として、持続可能性に貢献する新商品・サービスの開発と市場リリースが鍵となっている可能性について指摘した。このような取り組みは簡単なことではないが、イノベーション人材の育成、企業内の諸制度の設計と社風醸成、また、社会的イノベーションを起こすことを目的とした企業間ネットワークの構築などがその起点となるかもしれない。また、斎藤(2020)は「脱成長」によって資本主義の欠点を解消し持続可能な社会の構築を目指すべきであり、そのために、使用価値経済化、労働時間短縮、分業廃止、生産過程の民主化、エッセンシャルワーカーを重視するといった経営スタイルの確立を目指すべきだと指摘する [斎藤, 2020]。

他方、一人一人の市民が責任を果たすことも重要である。普段の生活や消費行動において、持続可能な視点への行動変容が求められると考える。

社会の持続可能性を担保するために、主として企業経営の視点から欧州の取り組みを中心に概観してきた。しかし、持続可能性に向けた取り組みは、欧州だけでなく日本はもちろん、世界中の企業での取り組みが必須である。欧州の取り組みをどのように他国の企業文化や社会的文脈に合わせて展開するかは今後研究を深化させる必要があるだろう。加えて、企業だけでなく行政や教育機関、市民の行動など社会全体での持続可能性に向けた取り組みが求められる。関連する領域での調査研究も進めていくことも必要だろう。

なお、本稿では「Sustainability」を表現する際に全て「持続可能性」という言葉で記した。欧州における「Sustainability」と日本語の「持続可能性」のニュアンスや意味合いには違いがあることに注意が必要である。

謝辞

筆者は2022年9月～23年9月、本学の海外研修制度を活用し英国大学院でMBAを取得する機会を得た。そのMBAがPRME「Champion」であったことから、持続可能性と企業経営について理論的に学ぶことができた。また、ロンドンに立地するグローバル企業のサステナビリティ部門においてインターンシップを体験した。これらの経験から、欧州企業が直面している持続可能性の取り組みに対して多くの視座を得ることができた。一方で、不在の間、地域創生学群、基盤教育センター、地域戦略研究所をはじめ多くの関係者の皆様には多大な面倒をおかけしたと想像する。ご支援ご協力に改めて感謝申し上げたい。

(本学 基盤教育センター 教授)

〔注〕

- 1) 当時のノルウェー首相であったグロ・ハーレム・ブルントラント氏が委員長を務めた「環境と開発に関する世界委員会」の報告書。「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という「持続可能な開発(Sustainable Development)」の概念が初めて国際社会に登場した。
- 2) 地球環境保全に向けて、国際社会が果たすべき責任や国際的なパートナーシップの重要性について言及された。
- 3) Conference of the Parties(締結国会議)。気候変動に関する条約や取り決めを行う国際的な会議。第1回はドイツ・ベルリンで開催された。
- 4) 目標1: 極度の貧困と飢餓の撲滅、目標2: 初等教育の完全普及の達成、目標3: ジェンダー平等推進と女性の地位向上、目標4: 乳幼児死亡率の削減、目標5: 妊産婦の健康の改善、目標6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止、目標7: 環境の持続可能性確保、目標8: 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
- 5) 私たちがよく目にする17のゴールはパラグラフ59に記述されている。
- 6) 2023年の時点で160か国から16,000に及ぶ企業、3800以上の団体が参加している。
- 7) 2023年12月現在で、590企業・団体が正会員として参加している。
- 8) 「Purpose」「Values」「Teach」「Research」「Partner」「Practice」「Share」の6つの原則を有する
- 9) 2021年に改訂が実施され、中核人材における多様性確保や、サステナビリティに関する取り組みについて原則が定められた。
- 10) <https://www.globalreporting.org/>
- 11) <https://sasb.org/>
- 12) <https://www.fsb-tcfd.org/>
- 13) EUでは条約を根拠に制定される二次法は以下の5つのレベルが存在する。規則(Regulation)、指令(Directive)、決定(Decision)、勧告(Recommendation)、意見(Opinion)。CSRDは「指令」にあたり、原則3年以内に各国で国内法への置き換えが必要となる。
- 14) NFRDと比較して約5倍となる約50,000社がその対象になると言われている。
- 15) <https://www.efrag.org/lab6>
- 16) 域外適用されるケースとして、①EU域外の親会社が、EU域内において2会計期間継続して連結で150百万ユーロを超える売上有ること、②EU域内の子会社が規模企業か上場企業であること、③該当する子会社がEU内に存在しない場合でも、EU支店のEU域内で4000万ユーロを超える売り上げがあること、が条件となる。しかし、いくつかの免除規定が存在する。
- 17) 地球と社会にとって何が重要なのかという「インサイド・アウト」アプローチと、投資家・債権者にとって何が重要なのかという「アウトサイド・イン」アプローチの両面から、会社とそのステークホルダーにとって何が重要(マテリアル)なのかを考える。前者はこれまでGRIなどによって採用され、後者は、TCFDやISSB等によって採用された。
- 18) 調査期間は2023年6月19日～30日、調査対象は全国2万7,771社、有効回答企業数1万1,105社(回答率40.0%)。
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p230714.pdf>

〔参考文献〕

- 斎藤幸平. (2020). 人新世の「資本論」. 集英社新書.
- 杉下智彦. (2019). 持続可能な開発目標 (SDGs) の背景と国際展開—グローバル・ヘルスと健康の社会デザイン—. 保健医療科学 Vol.68 No.5 p.372-379.

-
- 世界経済フォーラム(2023). 第18回グローバルリスク報告. World Economic Forum.
- 潜道文子. (2008). CSR 経営における収益性と社会性の統合に関する実証研究. 経営學論集 第79集 日本企業のイノベーション.
- 中小企業庁. (2023). 中小企業・小規模事業者の数(2021年6月時点)の集計結果.
参照日: 2024年1月3日, 参照先:
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html
- 帝国データバンク. (2023). SDGs に関する企業の意識調査. 帝国データバンク.
- デビッド・ハーヴェイ. (2007). 新自由主義: その歴史的展開と現在. 作品社.
- pwc. (2023). ダブルマテリアリティの評価の概要. PricewaterhouseCoopers Japan.
- 百田義治. (2006). 企業社会責任(CSR)論と経営学の基本問題—労働・人権の問題を中心として—. 経営學論集 第77集 新時代の企業行動—継続と変化—.
- ロバート・ライシュ. (2008). 暴走する資本主義. 東洋経済新報社.
- Global Sustainable Investment Alliance. (2022). Global Sustainable Investment Review2022. The Global Sustainable Investment Alliance (GSIA).
- AndrusDe Bartolomeo A., Levitt, A. J. MaherL.. (2016). The Volkswagen emissions scandal: Volkswagen faces lawsuits, criminal charges, and billions of dollars in fines for misleading consumers about the emissions performance of many of its diesel vehicles. *Trial*, Vol.52(2).
- ApfelC.D. (2015). Exploring Divestment as a Strategy for Change: An Evaluation of the History, Success, and Challenges of Fossil Fuel Divestment. *Social research* Vol.82 (4).
- ChunR. (2016). What Holds Ethical Consumers to a Cosmetics Brand: The Body Shop Case. *Business & Society*, Vol.55(4).
- Kolkvan Tulder, R.A. (2002). The Effectiveness of Self-regulation_ Corporate Codes of Conduct and Child Labour. *European management journal*, Vol.20 (3).
- ManabeKazuhiro. (2023). How to achieve sustainability for both SMEs and the planet. Winchester Master of Business Administration Master Dissertation.
- McWilliams AbigailD.S. (2001). Corporate Social Responsibility_A Theory Of The Firm Perspective. *The Academy of Management review*, Vol.26 (1).
- MorsingRoepstorff, A.M. (2015). CSR as Corporate Political Activity: Observations on IKEA' s CSR Identity-Image Dynamics. *Journal of business ethics*, Vol.128 (2).
- PorterM. (2011). Creating shared value. *Harvard Business Review*, 89(1-2).
- R. BreijerOrijR.P. (2022). The Comparability of Non-FinancialInformation: An Exploration of the Impact of the Non-Financial Reporting Directive. *Accounting in Europe*, Vol. 19, No. 2.

The Enterprise Research Centre. (2022). ERC Research Report The State of Small Business Britain 2022: From Crisis to Crisis. 参照日: 2024 年 1 月 3 日, 参照先:
<https://www.enterpriseresearch.ac.uk/publications/the-state-of-small-business-britain-2022-from-crisis-to-crisis/>

The World Bank. (2023). Small and Medium Enterprises (SMEs) Finance.
参照日: 2024 年 1 月 3 日, 参照先:
<https://www.worldbank.org/en/topic/smefinance#:~:text=SMEs%20account%20for%20the%20majority,than%2050%25%20of%20employment%20worldwide.>

STUDIES
OF
INSTITUTE FOR
REGIONAL STRATEGY
CONTENTS

Research Notes

Sustainability of European enterprises and EU/CSRD

Kazuhiro MANABE 73

No. 9
March 2024
INSTITUTE FOR REGIONAL STRATEGY
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
KITAKYUSHU CITY, JAPAN